

# 告示

## 埼玉県告示第二百八十四号

平成四年埼玉県告示第五百三十五号（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づく補償基礎額の最低限度額及び最高限度額について）の一部を次のように改正し、令和七年四月十一日から施行する。

改正後の告示の規定は、令和七年四月十一日以後の期間に係る年金たる補償に係る基礎額及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

令和七年四月十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

表を次のとおり改める。

| 年 齢 階 層     | 最 低 限 度 額 | 最 高 限 度 額 |
|-------------|-----------|-----------|
| 二十歳未満       | 五、四九九円    | 一三、九七五円   |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 六、一四三円    | 一三、九七五円   |
| 二十五歳以上三十歳未満 | 六、七〇三円    | 一五、二三七円   |
| 三十歳以上三十五歳未満 | 七、〇二三円    | 一八、〇一六円   |
| 三十五歳以上四十歳未満 | 七、三二六円    | 二〇、八六四円   |
| 四十歳以上四十五歳未満 | 七、五七六円    | 二二、五六四円   |
| 四十五歳以上五十歳未満 | 七、七六六円    | 二三、六六六円   |
| 五十歳以上五十五歳未満 | 七、七一一円    | 二五、三五四円   |
| 五十五歳以上六十歳未満 | 七、三四八円    | 二六、一八七円   |
| 六十歳以上六十五歳未満 | 六、一九二円    | 二二、六九四円   |
| 六十五歳以上七十歳未満 | 四、二〇〇円    | 一七、四八四円   |
| 七十歳以上       | 四、二〇〇円    | 一三、九七五円   |